

第 4 回

奥州市都市計画審議会議事録

平成 20 年 7 月 23 日招集

奥州市都市整備部都市計画課

第4回奥州市都市計画審議会議事録

1 審議会開催の日時及び場所

- (1) 日時 平成20年7月23日(水) 午前10時開会
- (2) 場所 奥州市役所 5階 大会議室

2 協議事項

- 協議1 奥州市中心市街地活性化基本計画の策定及び認定に伴う準工業地域への大規模集客施設の立地の制限について
- 協議2 奥州市都市計画マスタープランの策定について
- 協議3 平泉文化遺産区域における景観計画の策定について

3 会議を構成する者の現在総数及び出席者の数

- (1) 会議を構成する者の現在総数 15名
 - 内訳 1号委員 7名
 - 2号委員 5名
 - 3号委員 3名
- (2) 出席委員数 15名
 - 1号委員 千葉 龍二郎 (都市計画審議会会長)
小野寺 哲郎
岩 渕 寿子
及 川 正和
菊 池 桃子
鈴 木 まゆみ
高 橋 安子
 - 2号委員 千葉 悟郎 (会長職務代理者)
及 川 俊行
菅 原 哲
石 川 和好
菅 原 明
 - 3号委員 中 村 実
工 藤 義彦 (代理出席 高 橋 敏 樹)
岩 渕 京子

4 議事

午前10時 開会

(1) 開会（都市整備部長）

皆様おはようございます。それでは只今より第4回奥州市都市計画審議会を開会いたします。私は本日の進行を務めます都市整備部長の高橋と申します。よろしくお願いいたします。

この度、審議会委員の皆様の改選がございましたので、名簿に従いまして委員の皆様をご紹介します。

〔審議会委員の紹介〕

(2) 委嘱状交付（都市整備部長）

それでは次に委嘱状の交付に入らせていただきます。委嘱状の交付でございますが、時間の関係上代表受領とさせていただきます。1号委員の千葉委員、前へお進み願います。委員の皆様方におかれましては大変恐縮に存じますが、お手元の委嘱状をご確認のうえ受領願います。

〔委嘱状交付〕

それでは本日の会議の成立についてご報告申し上げます。本日は審議会委員 15 名全員出席しております。奥州市都市計画審議会条例第5条第2項の規定により委員の半数以上が出席しており、会議が成立していることをご報告申し上げます。

それでは、市長よりご挨拶申し上げます。

(3) 市長挨拶（相原市長）

おはようございます。大変お忙しい中ご出席をいただきましてありがとうございます。また、都市計画審議会委員をお引き受けしていただき、ありがとうございます。

都市計画は土地利用を始め都市をどの様に発展させて描いていくかということに際しまして、基本となるものでございますので、極めて重要なものであり、この審議会の役割は大変大きいと思われまます。積極的なご発言をいただき、よろしくご指導を賜りたいと思います。

本日は3点の協議をいただきたいと思っております。1点目は今奥州市の中心市街地活性化計画を国の支援を受けて定めようとしております。国が認定した場合には、一定の補助制度が付いてくるというもので、いろいろな検討経過はありますが、具体的には旧水沢市の中心部の一定のエリアについて定めるものであります。認定を受けるには都市計画の準工業地域の開発を規制するという条件がありまして、具体的には1万平方メートル以上の床面積を有する集客施設の立地を認めないという形の条例を作る必要がございます。9月議会に提案しようと準備を進めており

ます。相当進んだ状態となっておりますが、都市計画で規制を決定しなければいけませんので、この点をご審議していただきたいのが1つ。なお趣旨は後で説明いたしますが、いわゆるコンパクトシティといわれる、都市を無計画に拡大させないという考え方に基づく流れであります。

2点目は奥州市都市計画マスタープランの策定でございます。平成21年度に策定し公表したいということで準備を進めておるところでございますが、この基本的な検討の段階において、ご説明しご意見を賜りたいというものでございます。

3点目は、平泉文化遺産区域における景観条例を定めていかなければならない。現在、前沢区、衣川区に合併前から条例がありますが、景観法という新しい法律に基づく条例に切替えて、更に効果的にするものであります。これは、一関市、平泉町は既にそういう形になっておりますので、奥州市も今年度中を目指して進めているところでございます。その点都市計画サイドからご審議を賜りたいというところでございます。平泉世界文化遺産については、逆転登録になりませんでした。21国中10国以上が好意的な意見を述べております。次は必ず大丈夫だと思うので頑張って欲しいということで登録延期となったわけですが、諸外国の例を見ますと2、3年後に本登録となった事例がありますので、平泉も必ず登録になると思われませんが、登録に向けて様々な努力が必要でこの条例はその一貫でもあります。よろしく願いいたします。

なお、私はこれから他の公務がございまして大変申し訳ございませんが、協議に入る前で退席させていただきますので、ご理解をいただきたいと思っております。

(4) 会長の選挙について

(都市整備部長)

それでは次第の4会長の選挙を行います。会長は奥州市都市計画審議会条例第4条第1項の規定により、1号委員の中から委員の選挙によって選出されることとなっております。本来であれば臨時議長を起して行うところでございますが、時間の都合上こちらで進行させていただくことをお許し願いたいと思っております。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございます。選挙の方法についていかようにしたらよろしいかお諮りいたします。

(菅原哲委員)

選挙の方法を指名推薦とし、その指名権を私に与えていただきますようお取り計らいをお願い申し上げます。

(都市整備部長)

只今、2号委員の菅原委員より選挙の方法は指名推薦とし、その指名権を与えて欲しいとのご

発言がございました。そのとおり進めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございます。異議なしということでございますので、菅原委員発言をお願いいたします。

(菅原哲委員)

ありがとうございます。1号委員の千葉龍二郎委員をご指名申し上げます。よろしくお取扱いをお願い申し上げます。

(都市整備部長)

お諮りいたします。只今、菅原委員から会長に千葉龍二郎委員を指名したいとのご発言でありました。千葉龍二郎委員を会長と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって千葉龍二郎委員が奥州市都市計画審議会会長に当選いたしました。よろしくお願いたします。

それでは会長席へご移動のうえ、ご挨拶をお願いいたします。

(千葉会長)

只今、奥州市都市計画審議会の会長にご指名を受けました、水沢商工会議所の千葉でございます。昨年11月に役員改選がございまして、会頭にさせていただいて現在に至っています。皆様のご指導ご協力をよろしくお願いたします。

(5) 会長職務代理者の指名について

(都市整備部長)

次に次第5会長職務代理者の指名についてでございます。会長職務代理者につきましては、当審議会条例第4条第3項の規定に基づき、会長があらかじめ指名することとなっております。千葉会長、ご指名をお願いいたします。

(千葉会長)

それでは2号委員の方々の中から選出したいと思っております。2号委員の千葉吾郎委員をお願い申し上げます。任期は平成22年6月30日までの期間ということでございます。よろしくお願

たします。

(6) 議事録署名人の指名について

(都市整備部長)

次に次第6議事録署名人の指名ですが、会長よりご指名願います。

(千葉会長)

それではご指名申し上げます。2号委員の及川俊行委員と3号委員の中村実委員のおふた方をお願いいたします。

(7) 協議

(都市整備部長)

次に7協議に入ります。なお、市長は次の会議があるためここで退席いたします。

〔相原市長退席〕

本日の議題は審議をいただきまして採決をするというものではございません。奥州市のまちづくりの主要な施策についてご説明申し上げまして、委員の皆様方からのご意見を賜り、今後の計画策定につなげて行きたいというものでございます。忌憚のないご意見をお願いしたいと思えます。なお、ここからの進行は議長でございます千葉会長をお願いいたします。

(千葉会長)

早速ですが、協議に移らせていただきます。本日の会議がスムーズに進むよう委員の皆様方のご協力をお願い申し上げます。

なお、本日の審議会は奥州市情報公開条例第37条の規定に基づき公開するものとします。

〔協議1〕

①議題（千葉会長）

それでは、協議1「奥州市中心市街地活性化基本計画の策定及び認定に伴う準工業地域への大規模集客施設の立地の制限について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

②説明（事務局）

(都市整備部長)

それでは協議1の「奥州市中心市街地活性化基本計画の策定及び認定に伴う準工業地域への大

規模集客施設の立地の制限について」を資料に基づいて説明いたします。

中心市街地の状況でございますが、奥州市ばかりではなくいろいろな地方都市においてもシャッター通り、駐車場が散在、空き店舗、空き地が多いとか、最近では郊外へ店がどんどん進出して参りまして、全国的に街中には人が少なくなっている中で、奥州市といたしましては中心市街地活性化基本計画を策定いたしまして、国から認定を受け有利な国庫補助制度を導入して、街の活性化を図りたいということで、現在基本計画を策定中でございます。この策定にあたりまして1つの条件があります。都市計画でいう準工業地域について、都市計画法上はいくら大きな店舗でも良いということになっておりますが、それを床面積1万平方メートルを超える店舗については認めないという特別用途地区を定めなさいということが条件となっております。準工業地域というのは水沢、江刺、前沢にございまして、これに規制が掛かるわけですので、地権者の皆様方には6月末にご案内を申し上げ、説明会を開催しているというところでございます。今後につきましては、先程市長が申しあげましたように、9月議会に条例提案、10月になると思いますけれども、この都市計画審議会に諮問して審議をいただく予定になっております。

それでは中心市街地活性化基本計画の詳細に関しまして、商業観光課長より説明いたします。

(商工観光部商業観光課長)

商工観光部商業観光課長の菅原でございます。

それでは2という見出しのある資料で説明いたします。1ページ、中心市街地というのはどこのかというお話がございまして、水沢がありますし、江刺、前沢にも中心市街地といえるものがございまして、今回国の認定を受けようとするのは1自体1箇所に限りがございまして、そういう意味で奥州市としましては水沢駅前100ヘクタール余りのところを中心市街地と定めて、国への申請の手続きに入っているというところであります。この中心市街地がどのような状況にあるかといいますと、1ページから2ページにかけては人口や世帯の減り方が激しいということがあります。それから2ページ右側から3ページにかけては小売業の売上がどんどん減っているというような状況がございまして、それから4ページは通行量が減って来ているという状況があります。7ページに中心市街地活性化の基本的な考え方を3つのコンセプトに分けて提示しております。左側に中心市街地における課題というのがあります。課題としましてはアクセス性、移動性の改善ということで、道路、交通関係の整備が必要であると述べております。街中にスムーズに到達するにはその様な道路の整備が必要である。これが1つ目でございます。2つ目は地域資源の活用による魅力づくりということで、いくら道路が整備されていても街中に行きたくなるような地域資源がなければ行きたがらないということがありますので、魅力を引き立たせることが必要だということです。3つ目拠点性の向上と商店街の機能強化ということで、言うまでもなくこのエリアは商業機能が大きな魅力を持っているわけですから、その商業機能をきちんと強化すること。シャッターを開けさせる様な機能が必要だと思っております。4つ目としてやはりその地域の元氣というのは、そこに住む人がいなければ街中の活力が出てこないということがありますので、定住人口を確保というのが4つ目の課題です。そういう課題を踏まえてどの様に活性化させて行くかという基本的な考え方、若者が集い、それから地域の賑わい、その様なものを再生させて、

街中に楽しみがあるような街をつかって行きたいというのが、この太文字に書いている基本コンセプトであります。それを具体化するための基本方針として3つ掲げております。1つは来街者の増加、街に来る人を増やして行きましょう、そして1箇所ではなく数箇所回って行けるような、そういう魅力を備えることによって賑わいを創って行きましょう。2つ目が集客拠点と機能強化と商店街の活力の向上、課題の3になりますが、これは何といても買い物に魅力を感じさせることが必要である。ハードとソフトの両面から商業機能を強化して行くということが2つ目です。3つ目が安心して住み続けられるまちづくりということで、課題の4になりますが、やはり街中に人が住めるような手立てを講ずるといことです。この3つの基本方針に対応した事業というのが、右側の欄に4-1、4-2とか書いてありますけれど、具体的な事業をそれぞれ掲げております。具体的な事業につきましては、後ろの方に出てきますので後程ご覧ください。8ページ、目標の指標とありますが、文字で書いた計画書ではなく、具体的な目標を設定しその目標を達成するためにどのような事業を取り入れ、その事業を実施した後にどれだけの成果が上がったか、実績の検証が求められます。口約束だけで良いということではなく、確実な実績が求められる。例えば歩行者の数ですが、左側下に矢印があります。19年度現況値では年間396万人程の年間通行者がありますが、過去の傾向から推測しますと減って行きます。ウ) からケ) までの具体的な事業を講ずる中で、お客さんが何人増えるのか積算いたします。その様な中で1番下のところに平成24年の目標年次における歩行者の数を、数字が固まっていますので〇〇〇千人としか書いておりませんが、最終段階では数字が出て例えば400万人とか450万人とかその様な形で数字が入ります。目標を達成するために具体的な事業を実施して行くということがございます。以下同じ様な指標が書いてありますが、同じ様な形で目標を達成するために、どのような事業を実施するのかということで具体的な事業が書いてございます。具体的な事業につきましては11ページ以降ありますので、後程ご覧いただきたいと思います。以上でございます。

(都市整備部都市計画課長)

都市計画課の渡辺です。特別用途地区の指定による大規模集客施設の立地の抑制について、先に部長がお話ししたように、都市計画区域につきましては水沢区、江刺区、前沢区にあり、その中に用途地域があり、12の種類があります。今回、中心市街地活性化のための準工業地域の抑制についてですが、水沢区、江刺区、前沢区に9箇所準工業地域が指定されております。準工業地域の面積については、水沢区が92ha、江刺区が50ha、前沢区が6haで合計148haに準工業地域が指定されております。今回につきましては、先程お話ししましたように、1万平方メートルを超えるものは準工業地域に立地できないということの規制でございます。集約型のまちづくりと中心市街地活性化基本計画の効果を最大限発揮させる都市構造改革を行うには、都市構造に大きな影響を与える大規模集客施設の立地を適正に誘導する必要があります。1ページにあります大規模集客施設、合計床面積が1万平方メートルを超える建築物、ここに記載されている施設が今回規制されて準工業地域に建てられないということになります。規制を受けない建築物の例としては、ホテル、旅館等があります。大規模集客施設が立地可能な用途地域の変化について、法改正前は第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、白

地地域の7地域で立地が可能でしたが、平成19年11月30日の法改正施行後は、近隣商業地域、商業地域、準工業地域の3つのみとなり、特別用途地区の指定後は、近隣商業地域、商業地域にしか1万平方メートルを超える建築物は建てられないということになります。

地権者の説明会を6月に7回実施しましたが、特に反対意見はありませんでした。質問等の内容については、別添のとおり添付しておりますので、後で目を通していただきたいと思います。

(商工観光部商業観光課長)

中心市街地活性化基本計画に係る今後のスケジュールについて説明いたします。中心市街地活性化基本計画は主に2つの構成になっております。俗にアクセルとブレーキの計画とっておりますが、中心市街地を活性化するためいろいろな事業を持ってくるという意味では、アクセル、国の計画認定ということになります。もう1つのブレーキというのは、この中心市街地にいろいろな施設をもってくるために準工業地域に大型の開発をできなくする規制の条例を掛けるのがブレーキです。どちらか片方だけが先行して、もう片方が遅れるということがあってはならないことで、お互い連動するといった形でタイミングを計っていくという関係にございます。そういう意味ではブレーキにつきましては、先程市長が申し上げましたように、9月議会に条例提案をする予定でございます。その後、都市計画の手続きを10月頃に予定しておりまして、この手続きを受けて同時並行で国の方と計画内容について詰めていきますが、そういう条例が施行となって計画の中身もそれで良いとなって、始めて申請が出来るという関係になります。ブレーキだけが先行して計画が認定されないということはあってはならないことですので、その辺はお互いがズレないようにすることが求められます。そういう意味では出来ることであれば、年内に計画が認定されるようにしたいものだと、目標にしながら進めているところであります。しかし、これは相手がある話しでありまして、規制条例につきましては議会という相手がいらっしゃいますし、計画に関しては国、内閣府とのやり取りをしなければならないということがあります。最近の内閣府のやり方を見ますと、計画の中身が詰まってきたならばいつでも申請をして受理をしますというのが最初のやり方でしたが、最近は申請自治体がある程度揃ってからまとめて受け付けて、まとめて認定を出すという形に変わってきております。そういう意味では国がいつの時点でまとめて受け付けるかが不明ですので、それによっては我々が目標にしているスケジュールが変更になる可能性が十分にあります。正直なところ相手があることですので、今日の時点ではこの程度の説明になります。

(都市整備部長)

なお、都市計画特別用途地区の決定のスケジュールということでご説明いたしますが、先程も申し上げましたけれども6月の末に準工業地域の地権者の方々へ説明をしております。今後につきましては、市民全体の説明会ということで8月20日から24日まで、今後広報等でお知らせしますが昼夜合せて7回予定しております。その後に議会に条例提案いたしまして、10月頃に都市計画審議会を開きまして審議をいただく予定でございます。

③協議（千葉会長）

只今、説明を受けまして、どなたかご意見ご質問をお願いします。

先程部長からも説明がありましたとおり、審議し採決をするというのではなく皆さんの意見を聴取したいということですので、ご忌憚のない意見をお聞かせ願いたいと思います。

○及川俊行委員

今説明された内容は、市民なり商店街からは前からその様な声はあったのでしょうか。何故今こういう問題が国として方向性を出してきたのか、その経緯についてお聞かせ願いたい。

●事務局（都市整備部長）

水沢区に限っていいますと、胆沢病院が遠くに行ったので、横町の商店街へのお客さんが減ったという声を聞きます。警察署も郊外へ行ったとかその様な具体的な例がありまして、根本的には商店をやっている方が住まいを郊外に移転している等の問題がありまして、現在街中には人が居なくなってきたということ。これは全国的な地方都市の現状ということで、お年寄りの方々が歩いてでも買い物が出来る、郊外であれば車でしか行けないという現状がありますので、歩いてでも気軽に買い物に行けるような、いわゆる拡散型ではないコンパクトなまちづくりを実現して、少しでも昔のような賑わいを取り戻して行こうじゃないかというのが国の施策であります。空洞化を防ぐためにはこういった施策で何とか賑わいを取り戻そうというのが、今回の主な概要です。

○及川俊行委員

今までは郊外に大型店をどんどん誘導しなさいという方向性でやって、それで結果的にいろいろな問題が起きてきて、今回また街中をやりましょうということでは筋道が通っていない気がする。どちらも必要だというのは分るつもりですが、結果的に前に進めていたものが、結局方向性があまりにも行き過ぎるため、また、戻そうというその流れが理解しがたい部分がある。1つ1つの事業の計画については、理解しているつもりだが、全体のバランスとしてなかなか理解しにくい部分がある。

○小野寺哲郎委員

中心市街地の賑わいを取り戻そうというのが趣旨のようですが、1つ水沢の例をあげれば、ほとんど郊外に大型店を持って行かれている現実がある。いわゆる街中は閑散とした状況であり、街中に賑わいを取戻そうと国の事業を取り入れて活性化するのは良いが、現実にはその地区の人達の理解というか、この事業をやりましょうという時に賛成、反対だという話しになって都市計画事業そのものもなかなか進まない、時間が掛かっているという歴史もあるわけで、その辺は過去に地権者なり地域へ説明した、あるいは一般の皆さんに説明するということですが、その様なレベルで本当に大丈夫なのかなという思いがある。その辺の問題はないと認識してよろしいのでしょうか。

●事務局（都市整備部長）

今まで様々な事業をやってきましたが、最終的には街中に住む人達の考えだと思います。我々はこういった制度で賑わいを取り戻そうということでいろいろ考えておりますが、最終的には商業者の方々が頑張る街中の賑わいを取り戻すようなことに向けてやっていただくのが、最終的な目的だろうと思っております。問題がないと言われると今までの経過がそういったことで、街中からどんどん人が居なくなってきた危機感がありますから、問題はあってこういう状況になったのですから、今後は少しでもそれを取り戻そうというのがこの計画であり、いろいろな方策で何とか我々も一緒になって街中の賑わいを取り戻そうということでございます。

●事務局（商工観光部商業観光課長）

この中心市街地活性化基本計画につきましては、関係者で組織する協議会というものの中で計画の内容を検討しております。この内容につきましても、5月末に協議会を開きまして、同じ様な中身の説明を申し上げて来たところでございます。そういう中では掲げる事業を1つ1つ着実に実施して行くということで、何とかこれまでの右肩下がりものを盛り返して行こうという議論がなされておりますし、それぞれ民間サイドが事業主体となるような事業もかなりの部分でありますので、これにつきましても1つ1つ具体化を図って行きますし、具体的には全ての事業が21年度以降となるわけですけれども、一部前倒しで20年度中にこの事業内容に掲げてあるようなものを行こうという取組みがございまして、確かにこれまでの経緯が経緯ですので、心配なことは心配ではありますけれども、そういった経緯を踏まえつつ、関係者と協議会という場で協議しながら進めていくという状況でございまして。

○小野寺哲郎委員

別に行政の皆さんに責任を取れとかその様なことは全くないので、地元の皆さんの理解を深めて進めていただきたいということの発言でした。

○千葉会長

実は私は協議会の会長という立場で参加し進めております。行政の果たす役割、民間の果たす役割というものを示してございまして、受け皿という1つの会社組織もございまして、認定が下りた後の対応が非常に重要です。今はちょっと足踏み状態で、早く認定を受けたいなという状況です。国の認定を早く受けられる状況にしたいと思っておりますので、1つご理解をいただきたいと思っております。

○千葉悟郎委員

これは、旧水沢市議会でもかなり議論したことです。郊外へ大きな店舗が進出したら中心市街地が空洞化するので、条例等で規制が出来ないものかと議論したことがある。それから、自動車

社会になっているから街なかに駐車するスペースを造ってやらないといけないという話もしました経緯がある。これは、そういう議論をしなかった行政にも責任はある。そういうことをやって歯止めを掛けなければならない。皆さんとではなく前の人達と議論をしたことがあるが結局は崩し崩しだった。矢中の開発は議会に全然説明もなく出来上がるし、やはり透明性を持ってきちんと議論して行かないとますます落ち込んでいくと思う。たしかにそういう点では、国の補助を受けて活性化したいということですから私も賛成ですけど、そういった点では大いに議論してやらなければならないものだと思っています。全然やって来なかったということではなく、議会でも議論して来たという経緯があります。

○千葉会長

他にございませんか。

なければ、次に進みたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

〔協議2〕

①議題（千葉会長）

それでは次の協議2「奥州市都市計画マスタープランの策定について」、事務局説明してください。

②説明（事務局）

（都市整備部長）

奥州市都市計画マスタープランの策定についてご説明いたします。都市計画法において都市計画区域を有する市町村は、市町村の都市計画に関する基本方針を定めなければならないと規定されています。これがいわゆる都市計画マスタープランというものでございます。合併前においては旧水沢市、旧江刺市、旧前沢町に都市計画があったわけですが、奥州市となりまして、今後新しい市の実態に即したまちづくりはどの様にあるべきかということで、既存の都市計画区域や都市計画に捉われなくて、地域の実情に即した奥州市として一体的なまちづくりを進める必要があるということで、今回2年間をかけますけれど、都市計画区域を見直しまして都市計画マスタープランを策定するものでございます。

それでは都市計画課長から詳細について、説明します。

（都市整備部都市計画課長）

都市計画マスタープランの策定までの流れを説明します。今部長が話されたように今年度と来年度の2箇年で、都市計画マスタープランを策定いたします。2ページに都市計画マスタープラン策定の流れがあります。市民意見を反映するためワークショップ、懇談会、アンケートを実施します。アンケートは平成19年度に基礎調査という形でやっていますので、これを基にいろいろ

ろ進めて行きたいと考えています。3ページにブロックチャートということでカラーになっていますが、20年度の作業ですが、奥州市の将来像や都市計画の基本方針、土地利用の方針、市街地整備の方針、都市施設の方針、自然環境の方針、都市景観の方針等を市民やワーキンググループ員の意見を聴きながら進めて行きます。21年度に地域別構想を策定し、22年度から各種事業の実施というのが現在のスケジュールでございます。

平成19年度の市民アンケートの結果ですが、対象者数3,053人に対しまして、回収数が2,665人、回収率が87.3%という結果でした。調査結果の概要版を添付しておりますので、後で目を通していただきたいと思います。よろしく申し上げます。

(都市整備部長)

都市計画マスタープランの策定作業を進めているという状況の説明でございます。今後、各地区に入りましてワークショップを開き、この地区はどうあるべきかということ、皆様方のご意見をお聴きしましてこのマスタープランに反映させて行きたいと思っております。20年度については、いろいろな分野別の整備の方針とか奥州市の都市づくりとしての理念、目標とかを決めまされど、21年度におきましてはそれに基づきまして地区別構想ということで、地区の整備課題はこうあるべきだということ、具体的に地区の皆様方と話し合いながら決めていくというスケジュールになっております。これにつきましても、今後何回か審議会の委員の皆様方に状況をご説明するというので、最終的には審議会にお諮りするということになってございます。以上でございます。

③協議（千葉会長）

只今の説明に対してどなたかご意見等ございましたらお願いします。

○及川正和委員

これからやるということですね。

●事務局（都市整備部長）

そうです。今もやっておりますけれど、状況報告です。

○及川正和委員

これからやるということで聴きたいのだが、市長がおっしゃっている副県都市を目指す構想があるわけだが、先程の協議1とこの協議2が全て関連してくるだろうし、奥州市自体の活性化という部分で行くと、私個人的には若干の疑問がある。協議2の資料を見てもどの辺が盛岡に次ぐ都市になれるのか、どこにその整合性があるのかお聞かせ願いたい。

●事務局（都市整備部長）

総合計画との関連も勿論出てまいります。奥州市全体としての土地利用はどうあるべきか、あ

るいは農振はこのままでよいのかとか、いろいろな問題が今出ております。それも総合的にこのマスタープランの中で検討して行きたい。それからあれもやりたいこれもやりたいと、本当にお金があるのかという話しになって絵に描いた餅になってしまう計画が今までも結構ありましたので、その反省も踏まえまして今後計画を策定したいと思っております。

○及川正和委員

だとすればポイントはどこに置くのか、少し分りづらいところがある。中心市街地活性化は市の発展には必要だろうけれど、今おっしゃられたとおり、中心市街地には元気がない。では郊外に元気があるのかというと人口が増えていない中で、様々な店舗が出店し開発が進んだとしても、本来の購買力がない中では、なかなか経済力の発展は私の中では考えられないこととして、ある意味購買力、販売力というものが基本ベースになければならない。その上に生産体系があるのではないかと思うのだが、そういった点はこの部分のどこに強調されているのでしょうか。

●事務局（都市整備部長）

現況調査を踏まえて奥州市としての方針を定めるというものですから、今のご意見はごもっともだと思いますので、それを踏まえて2年間かけてやることになります。

○及川正和委員

2年間というのは。

●事務局（都市整備部長）

平成20年、21年の2年間で策定する予定です。

○及川正和委員

長いのではないか。

●事務局（都市整備部長）

合併前の市町村でマスタープランがあったのは水沢市だけでして、平成14年に策定したわけですが、例えば8地区全部に入りまして、子供達から高齢の方々、皆さんから意見を出し合ってもらって策定したものです。そのとおりになったのもございますし、ただ描いただけというのも実際はございます。その辺もございまして2年間というのは長いようで短いようですが、余裕を持った期間ではないと思います。何回も住民の方々との話し合いをするという意味からいえば、2年間くらいがよいのかなと思い、その様なスケジュールを立てているというところでございます。

○及川正和委員

今日頂いた委嘱状は相原市長からいただいたわけですが、協議1にしる協議2にしる、1つの市長のトップとしての考え方の下で進んでいるのだとすれば、この2年間は内容を精査し現状を把握する上で必要だと思うが、例えば市長の任期がなくなった場合に継続性を持つことになるでしょうが、トップが替わるごとに中身が変わるといったことでは困ると思うのですが、その辺を踏まえた内容の検討をするといった認識でよろしいのでしょうか。なるべく早く策定したほうがよいと思う。

○岩淵寿子委員

こういった問題は非常に難しい問題だと思います。都会のように人口が多く、毎日多くの人が歩いているところはないと思うのですが、私が思うには買い物をするには駐車場が広くて、いろいろな店が一緒になっているようなところに行って用事を済ませるとというのが、どこの人達も理想だと思うし便利です。そういった店は人が集まっているために、服にしてもよいものを置いているし、回転も早い。駐車場が広くていろいろな店が取り囲んでいるところは、都会でも人がかなりいる。今の状態ですとニーズも限られています。合併した途端に居酒屋がいっぱい入ってきたが、遠くからわざわざ飲みに来る人もいないので直ぐ潰れてしまった店もあり、それを見るとニーズが多いと思って業者は入って来るのだと思うが、やはり田舎なのかなと思う。ただ、難しいとばかり言っていられないので、他所から観光バスが来てお金を落としてもらうような方法はどのようなのでしょうか。今のままでは、ニーズが限られていて難しいと思うので、それでしたら外から観光客を呼んで、お金を落としてもらうというのは考えられないか。

●事務局（商工観光部商業観光課長）

なかなか厳しいご意見で利にかなうような答えをお返し兼ねる状態ですが、例えば今回登録が見送りになりましたけれど、世界遺産ということがインパクトになって、お客様、観光客がいっぱいいらっしゃることを期待したわけですが、奥州市におかれた世界遺産絡みのことで申し上げますと、イメージするような大型観光バスがいっぱい来て、奥州市内の遺跡を回るという事態はなかなか想定しにくいということがあります。どちらかといいますと、歴史に関心の深い方が少人数で何回も繰り返し訪れてくださるという客層ではないかと思われま。そういった点では昨年登録になった石見銀山は観光地ではなかったのですが、登録前と後を比べますと何倍ものお客さんが増えたということがあるのですが、1年経ちますとかなり落ち着いてきたといいますか、ピークはとうに過ぎてどんどん昔の状態に戻つつある状況と聞いております。それに対し平泉につきましては、相当数の観光客を毎年コンスタントに受け入れているということがございます。そういった点では激増して激変的な効果が現れるということはないのではないかと思います。なかなか観光バスがいっぱい来るという想定は、確かにうれしい想定ではあるのですが、一過性のものにその様な現象になってしまうと、体力的についていけないということもあるので、悩ましい問題ではあります。観光に限らず街中にお客様が来てお金を落とすいただくのは重要なことですので、それは観光に限らず最近では産業観光というジャンルもあります。工場を

見て歩く観光です。その様なこともありますので企業誘致など工業等も合わせまして、お客さんの誘致活動を総合的に幅広く、今までにない取組みを含めて検討していくということです。都市計画とは関係のないお話しになりますが、市全体としてやはりそういったことを意識して考えていかなければならないと思います。

○鈴木まゆみ委員

44 ページのまちづくり懇談会の経過概要がありますが、出席者人数を見ますと本当に気の抜けた人数です。ここに載せるのが恥ずかしいくらいの人数ですので、もう少し参加が増えるように声かけをして多くの人に参加していただいて意見をもらわないと、絵に描いた餅になってしまうと思う。内容を分ってもらうためにはこういう懇談会に出席してもらうことが必要だと思います。ですからこのような人数では恥ずかしいので、もう少し住民を動員するようにしてください。

●事務局（都市整備部長）

了解しました。

○千葉会長

他にございませんか。

なければ、次に進みたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

〔協議3〕

①議題（千葉会長）

それでは次へ進みます。協議3「平泉文化遺産区域における景観計画の策定について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

②説明（事務局）

（都市整備部長）

今回の景観計画の策定につきましては、現在奥州市では「奥州市の優れた景観を守り、育て、つくる条例」、「白鳥館遺跡周辺の景観の保全と形成に関する条例」、「長者ヶ原廃寺跡周辺の景観の保全と形成に関する条例」という3つの景観条例がありますが、これらにつきましては自主条例でございます。今回、平泉文化遺産の関係から、景観保全を図るためにはある程度規制が強いものが必要だということで、景観法に基づく景観計画を策定するものでございます。これは平泉の方とも歩調を合わせながら策定するものでございます。

詳細については都市計画課長より申し上げます。

（都市整備部都市計画課長）

平泉文化遺産区域における景観計画策定について説明します。今部長が申しあげましたように、現在奥州市には「奥州市の優れた景観を守り、育て、つくる条例」、「白鳥館遺跡周辺の景観の保全と形成に関する条例」、「長者ヶ原廃寺跡周辺の景観の保全と形成に関する条例」があります。今年度中に景観計画を策定いたしまして、それに基づき景観条例を制定しまして、21年度の施行を目指すという形です。今年度は景観計画の素案を作成いたしまして、住民の同意を得ながら条例化を進めていきたいということでございます。これは世界遺産絡みで進めて行くものです。2、3年後に向けて今年度からこれらを重点的に住民の意見を聴きながら、ワークショップをしながらやってくるというスケジュールです。21年度中の条例化を目指すということです。よろしくお願ひします。

③協議（千葉会長）

只今ご説明がございましたが、これにつきまして皆様方からご意見をお願いいたします。

●事務局（都市整備部長）

現在、白鳥館、長者ヶ原の条例があるわけですが、先程も言いましたように景観計画を策定するということになると、景観法に基づく景観計画を定めるということになりまして、今までの自主条例からある程度規制の強いものになりまして、景観の保全を図るということになります。年度内には条例案を皆様方にお示しできると思います。その中で平泉の方と歩調を合わせた規制の内容になるということで、これも後日この原案も審議会の皆様方にお示しする予定になってございます。

○千葉会長

これは一関、平泉とも関連がございます。何か意見がございましたらお願いします。

○菅原明委員

景観条例をつくるには、地域の皆さんのご理解なりご協力をいただかないとうまくないと思います。その辺の話し合いを改めて行うのか。

●事務局（都市整備部長）

そのとおりでございます。地区の皆様方の納得のうえでこれは進めますので、何回も地区に説明に入りまして、規制となりますといろいろな考えも出てきますので、それは何回も地区に入ってお話しをしたいと思っております。

○高橋安子委員

どのような規制があるのでしょうか。

●事務局（都市整備部長）

白鳥館周辺の景観条例、長者ヶ原の景観条例、これは旧前沢町、旧衣川村時代に定めた条例でございます。これは先程も申し上げましたけれども、あくまでも自主条例でありまして、条例を無視すると言われると法律的にはなんともならないという状況になります。今までは届出対象行為を行う時に、町や村に届け出をしていただいて、それが条例に合わないとなればこの様にしてくださいと、指導、お願いをしてきた経過があります。それが今回景観法の中で、ある程度強制力をもった形に出来るということです。今の条例と大きく変わるということはないと思います。これについては、平泉の景観計画と合わせながら条例を作るということになっております。

○千葉悟郎委員

規制が掛かるところは、税金が安くなるとか、その様な対象にはなっていないのか。

●事務局（都市整備部都市計画課長補佐）

今の段階では税金の免除とかその様なことはないです。

○千葉悟郎委員

それはお願いだけですか。

●事務局（都市整備部都市計画課長補佐）

そういう形です。この点に関しましては国の方の制度の中身にもよりますが、景観法という法律が平成16年に出来ましたので、出来てから3年位ですので恐らく問題等が出て来ていると思います。その様なことから、助成制度は当初に比べ増えてきております。この点に関しましては進めていく中で考えて行きたいと思っております。

○鈴木まゆみ委員

市は、住民への説明はしていると思うのですが、建てる段階になってから、知らなかった、こんなに費用が掛かるのか、という話しが出て来ている。建築工事費の負担になっている部分が多いです。住民は分っているようで分っていないものですから、説明会でしっかり説明して欲しい。また、先程の質問であった規制部分についての回答がまだだが。

●事務局（都市整備部都市計画課長補佐）

規制についてですが、形態意匠の関係、例えば形とか軒の長さとかそれから色彩の関係、緑地面積の関係、工作物を建てて良いかどうか、そういったものについて詳細に規制していくということになると思います。それから屋外広告物といったものが問題になっておりますので、その辺についても条例で規制していくという形になると思います。当然規制ということになりますので、不利益を被る人がいるわけであって、先程皆さんがおっしゃられたとおり、住民とのやり取りを

密にやっ行って行かないと、後でかなり大変な問題になって来るということですので、その辺は慎重を期して進めて行きたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○千葉会長

他にございませんか。

なければ、終了にしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

(千葉会長)

以上、本日の審議会で予定していた協議事項は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

(8) 閉会 (都市整備部長)

以上をもちまして奥州市都市計画審議会を終了いたします。

午前 11 時 40 分 閉会

以上の審議会の大要が正確であることを証するため署名押印する。

平成 年 月 日

2号委員

⑩

3号委員

⑩